神奈川県循環型社会づくり計画について

神奈川県環境農政局環境部資源循環課

1. はじめに

神奈川県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民・事業者・市町村とともに具体的に進めていくため、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、計画に位置付けられた施策事業を見直しながら推進してきました。

しかし、廃棄物の発生抑制や適正処理等、廃棄物を取り巻く諸課題は依然として残されているだけでなく、前回の改定後には、東日本大震災の発生等、新たな状況も生じています。

さらに、中・長期的には、資源の制約、地球温暖化等の課題に対応し、持続可能な社会を今後の世代に引き継ぐために、資源循環を進め、社会の中から廃棄物となるものをできる限りなくしていくことが必要です。

こうした観点から、平成24年3月に「神奈川県循環型社会づくり計画」として改定し、循環型社会の実現に向けた取組を進めています。

2. 基本理念(県の目指す姿)

「廃棄物ゼロ社会」

「廃棄物ゼロ社会」とは
　社会の中で「廃棄物＝不要なもの」を「ゼロ」にしていく決意をストレートに訴えるメッセージ
⇒　個々にとって不要なものも、社会全体としては有用物として生かす(＝資源循環)

3. 計画目標

「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、県民・事業者・行政がともに取り組む具体的な指標として、計画目標を設定しました。また、県民・事業者それぞれにとっての目標となるように、「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動から排出される事業系ごみ(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」に分け、排出量に着目して設定しました。

(1)　生活系ごみ1人1日あたりの排出量

730グラム(21年度)→680グラム(33年度)【50グラム削減】

(2)　事業活動による廃棄物の県内GDP(県内総生産)1億円あたりの排出量

54.6トン(21年度)→53.6トン(33年度)【1トン削減】

※　計画期間：平成24年度から33年度までの10年間

4. 施策事業体系

(1) 施策の基本的な方向

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、日々の生活や産業活動の中で不要となるものをできるだけ少なくするだけではなく、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていくよう、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環に取り組んでいきます。

なお、施策体系は対象者別とし、家庭から排出される生活系ごみと、事業活動から排出される事業系ごみとに再構成するとともに、地球温暖化対策を明確に位置付けるための柱立てを追加するなどの再構築を行っています。

(2) 施策事業の柱

①　資源循環の推進

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生そのものをできる限り減らし、不要となったものでもできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する3Rの一層の推進に取り組みます。

②　適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図ります。また、廃棄物処理法及び「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に基づき、不法投棄を許さない地域づくりをめざして、県民・事業者・市町村や県警等と連携・協力して不法投棄の未然防止対策を進めるとともに、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

③　大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

東日本大震災の経験を踏まえ、地震や風水害などの災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の迅速な処理や適正処理に向け適切な対応を図ります。

5. 計画の推進

廃棄物問題は、日常生活や通常の事業活動に起因していることから、その解決には、県民、事業者、市町村、県などの各主体による自主的な行動が必要となっています。そのため、適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら廃棄物対策に取り組んでまいります。

<TOPIC>　環境と福祉が連携した小型家電回収の取組　～かながわモデル～

神奈川県では、小型家電リサイクルの流れの中で、有用な資源の回収だけでなく、障害者の社会参加の促進を図るという観点から、市町村が回収した使用済み小型家電を福祉事業所へ引き渡し、そこで分解・分別したものをリサイクル事業者へ引き渡す仕組みを「かながわモデル」として、市町村に提案しています。

＊　かながわモデルの特徴

☞　小型家電を手作業で丁寧に分解・分別することで、一層効率的な資源回収が図られる。

☞　障害者がリサイクルの工程を担うことで、社会参加が促進される。

＊　「かながわモデル第1号」の取組　～神奈川県伊勢原市

伊勢原市では、1月から市民が不燃物集積所に排出(月2回)した5品目の小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型・据置型ゲーム機、CD・MD・デジタルオーディオプレーヤー)を回収し、市内3カ所の福祉事業所へ引き渡しています。

福祉事業所では、部品別に分解・分別後、リサイクルを適正に行う事業者へ売却します。

神奈川県産業廃棄物実態調査について

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課

1. 経緯

神奈川県では、県内の産業廃棄物の発生及び処理・処分状況を把握し、産業廃棄物行政の施策の検討に資するとともに、神奈川県廃棄物処理計画の策定等に活用することを目的として、昭和56年以降合計7回(昭和63年度、平成6年度、平成11年度、平成16年度、平成19年度及び平成22年度)にわたり、産業廃棄物総合実態調査を実施しています。

また、総合実態調査を実施しない年度には、簡易的な調査を実施し、総合実態調査の結果も活用して、産業廃棄物の排出量、再生利用量(率)及び最終処分量を推計しています。

2. 調査結果とその傾向

平成18年度から平成23年度までの調査結果を図1に示します。

○排出量

排出量は平成20年度以降増加傾向にあり、平成23年度は製造業や鉱業から排出される汚泥の増加により、排出量は1,854万トンに増加しました。

排出される産業廃棄物の構成は、製造業や建設工事に伴い発生する汚泥、がれき類の割合が高く、農業由来の動物のふん尿の割合が低い傾向にあります。これは、本県で第2次産業が盛んであるという産業構造と一致していると思われます。

○再生利用率

リサイクルの推進により、再生利用率は平成15年度から増加傾向で推移していましたが、平成23年度は再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類が減少したため、42%に減少しました。

○最終処分量

最終処分量は減少傾向にありましたが、排出量の増加に伴いこれまでの減少傾向から一転し、平成23年度は20万トン増加して133万トンとなりました。なお、133万トンのうち海洋投入処分で100万トン、埋立処分で33万トンが処分されました。

建設業と製造業が排出する汚泥の海洋投入処分量が増加したことで、最終処分量が増加しました。

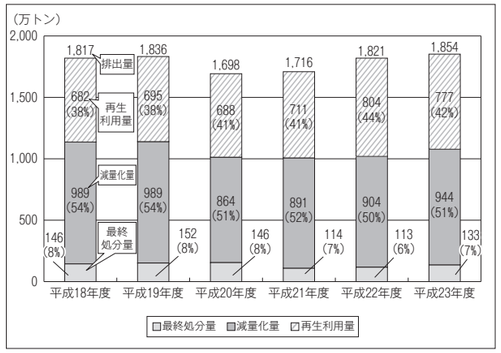


図1　産業廃棄物の排出状況の推移

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（平成24年）について（お知らせ）

環境省・経済産業省

平成25年５月30日

環境省及び経済産業省では、毎年「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の施行状況について集計を行っている。今般、平成24年１月から12月までの状況について取りまとめ、公表を行った。その概要は次のとおり。

１．要旨

平成24年１月から12月までの間に、バーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の量は、120,466トン（平成23年は88,211トン）であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の量は、9,633トン（平成23年は5,300トン）でした。

２．平成24年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 輸出の状況について、輸出手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

[1] 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは70件で、その輸出予定量は、326,047トン（平成23年は66件、273,699トン）でした。

[2] 相手国から輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは51件（注１）で、その総量は184,240トン（平成23年は50件、182,799トン）でした。

[3] 輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類を交付したものは852件（注２、注３）で、その総量は、120,466トン（平成23年は658件、88,211トン）でした。

(2) 特定有害廃棄物等の輸出のうち、移動書類の交付に至った案件の品目は、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、錫鉛くず、鉛灰等で、輸出の相手国・地域は、韓国、ベルギー、アメリカ合衆国等であり、いずれも金属回収を目的とするものでした。

３．平成24年における特定有害廃棄物等の輸入の状況

(1) 輸入の状況について、輸入手続の段階別に整理すると以下のとおりです。

[1] 相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは72件で、その輸入予定量は101,057トン（平成23年は67件、76,356トン）でした。

[2] 輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは50件（注４）で、その総量は、64,638トン（平成23年は44件、26,067トン）でした。

[3] 輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入が開始され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは181件（注２、注５、注６）で、その総量は、9,633トン（注７）（平成23年は145件（注６）、5,300トン（注７））でした。

(2) 特定有害廃棄物等の輸入のうち、移動書類の交付に至った案件の品目は、電子部品スクラップ、銅スクラップ、銅スラッジ、電池スクラップ（ニカド電池他）等で、輸入の相手国・地域は、フィリピン、香港、台湾等であり、金属回収など再生利用を目的とするものでした。

注１：平成23年以前に事前通告を行ったものを含みます。
注２：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。
注３：平成23年以前に輸出承認を得たものを含みます。
注４：平成23年以前に事前通告を受領したものを含みます。
注５：平成23年以前に輸入承認を得たものを含みます。
注６：輸入移動書類を交付せず移動毎に輸入承認を行っている台湾からの輸入承認件数を含みます。
注７：輸入移動書類を交付せず移動毎に輸入承認を行っている台湾からの輸入承認数量を含みます。

平成24年度における家電リサイクル実績について（お知らせ）

環境省

平成25年6月18日

環境省は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、平成24年度における家電リサイクル実績について、公表した。その概要は次のとおり。

平成13年４月に施行された家電リサイクル法は、廃家電４品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）について、消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取り、家電メーカー等による指定引取場所における引取り及び家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進しています。

１．引取りの状況

平成24年度に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電４品目は約1,120万台（前年比約33.4％減）であり、内訳を見ると、エアコンが約236万台（構成比約21％）、ブラウン管式テレビが約228万台（同約20％）、液晶・プラズマテレビが約49万台（同約５％）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約292万台（同約26％）、電気洗濯機・衣類乾燥機が約315万台（同約28％）となっています。また、前年度比で見るとエアコンが約0.8％増、ブラウン管式テレビが約71.0％減、液晶・プラズマテレビが約17.7％減、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約2.7％増、電気洗濯機・衣類乾燥機が約0.2％減となっています。

平成23年度からの減少分約570万台のうち、約569万台はテレビによるものであり、これは地上波アナログ放送が終了したことや、エコポイント制度が終了したことによる買換え需要が減少したことが、引取台数減少の大きな要因であると見られます。

全国の指定引取場所における引取台数　（単位：万台）

	エアコン	テレビ		電気冷蔵庫電気冷凍庫	電気洗濯機衣類乾燥機	合計
		ブラウン管式	液晶・プラズマ			
平成14年度	164	352	－	257	243	1,015
15年度	158	355	－	266	266	1,046
16年度	181	378	－	280	281	1,121
17年度	199	386	－	282	295	1,162
18年度	183	413	－	272	294	1,161
19年度	189	461	－	273	288	1,211
20年度	197	537	－	275	282	1,290
21年度	215	1,032	22	301	309	1,879
22年度	314	1,737	65	340	314	2,770
23年度	234	787	60	284	315	1,680
24年度	236	228	49	292	315	1,120

２．再商品化等の状況

家電メーカー等の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス、プラスチック等が有価物として回収され、全社において法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されました。

全体では、エアコンで91％（法定基準70％）、ブラウン管式テレビで82％（同55％）、液晶・プラズマテレビで87％（同50％）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で80％（同60％）、電気洗濯機・衣類乾燥機で86％（同65％）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されました。

また、前年度から、エアコンは２ポイント増、ブラウン管式テレビ３ポイント増、液晶・プラズマテレビ４ポイント増、電気冷蔵庫・電気冷凍庫１ポイント増、電気洗濯機・衣類乾燥機１ポイント減となっております。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
エアコン	88%	89%	91%
ブラウン管式テレビ	85%	79%	82%
液晶・プラズマテレビ	79%	83%	87%
電気冷蔵庫・電気冷凍庫	76%	79%	80%
電気洗濯機・衣類乾燥機	86%	87%	86%

※平成21年度より、液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機が対象機器として追加
（電気洗濯機・衣類乾燥機の平成20年度の再商品化率は、電気洗濯機のみの値）

また、エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機に冷媒として用いられているフロン類及び電気冷蔵庫・電気冷凍庫の断熱材に含まれるフロン類も回収、破壊されました。エアコンの冷媒フロン類は約1,469トン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫の冷媒フロン類は約275トン、電気洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン類は約３トン、断熱材フロン類は約397トンが回収及び破壊されました。

なお、これらの再商品化等の状況については、家電メーカー各社から、平成24年度におけるリサイクル実績等がホームページ等を通じて公表されたところです。

また、一般財団法人　家電製品協会からも、我が国全体の家電リサイクル実績等をとりまとめた資料がホームページに公開されたところです。

環境省ホームページ／報道発表資料
http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16789